令和７年度　千葉市農業法人立地促進事業補助金交付要綱

（目　次）

第１章　総則　　　　　　　　　（第１条－第８条）

第２章　農業法人立地事業　　（第９条－第１２条）

第３章　手続き等　　　　　（第１３条－第３４条）

第４章　補則　　　　　　　　　　　　（第３５条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　市長は、本市の区域内への農業法人による新たな農場の整備及び市内農業法人の追加投資の促進を図るとともに、本市における大規模かつ、高付加価値な農産物の生産を促進し、農商工連携・６次産業化等により本市経済を活性化することを目的として、農業法人の農場整備に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該農業法人に対し補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）農業　農作物を育て、出荷すること、また、有用な動物を飼養し、畜産物を出荷することをいう。

（２）農業法人　会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号に規定する会社（以下「企業」という。）及びそれと同等の税収及び雇用効果が見込まれると市長が認める法人で農業を営むものをいう。

（３）農場　農業を行うために取得又は賃借して整備した土地及びそれに附属する施設をいう。

（４）上場企業 企業のうち、金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号。以下「金商法」という。）第２条第１６項に規定する金融商品取引所において当該企業が発行している株式の売買がなされている企業をいう。

（５）上場子会社　東京証券取引所プライム市場、東京証券取引所スタンダード市場若しくは東京グロース市場又は名古屋証券取引所プレミア市場、名古屋証券取引所メイン市場若しくは名古屋証券取引所ネクスト市場において当該企業が発行している株式の売買がなされている企業と連結決算がされている企業をいう。

（６）親会社　次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア　企業の議決権の３分の１以上を同一の議決権を行使するものと合算して所有していること。

イ 役員等、企業の意思決定に関して影響を与えることができる者が、その企業の意思決定機関（取締役会等）の３分の１以上を占めており、かつ、経営に大きな影響を与えることが推測される事実が存在すること。

ウ　その他、ア又はイに類すると認められ、かつ、その企業の経営を支配していることが推測される事実が存在すること。

（７）関連企業等　次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア　５０％以上の株式を保有していること。

イ　連結決算を行っていること。

ウ　役員を送り込むなど支配関係にあると認められること。

エ　経営者が同一であること。

オ　親会社又は５０％以上の株式を保有する個人が同一であること。

カ　アからオまでに掲げる場合に類するものと認められるとき。

（８）常時雇用者　次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

ア　直接雇用されていること。

イ　社会保険被保険者であること。

ウ　雇用保険一般被保険者又は高年齢被保険者であること。

（９）新規・転入雇用者　農業法人が、当該農場整備に係る操業開始の日を含む６月前から操業開始の日より１２月後の期間（以下「雇用者数認定期間」という。）に、対象農場において、新たに雇用された市民又は本市内へ転入した常時雇用者をいう。ただし、社会・経済情勢の変化により、当初見込まれていた操業開始日が大幅に遅延する等、やむを得ないと認められる事情がある場合には、市長は、雇用者数認定期間を、１８月を限度として、操業開始の日の前後の期間で別途定めることができる。

（10）対象常時雇用者　対象農場に所属する常時雇用者をいう。

（11）対象市民常時雇用者 対象常時雇用者のうち、本市内に住所を有する者をいう。

（12）耕作放棄地　農地法第３２条第１項第１号及び第２号に規定する農地並びに荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成２０年４月１５日付け１９農振第２１２５号農林水産省農村振興局長通知）に基づく荒廃農地をいう。

（13）取得　土地、家屋又は償却資産を新たに所有し、又は立地に伴い本市の区域外から本市の区域内へ償却資産を移設することをいう。

（14）新設　土地の取得又は賃借をして、当該土地の上に新たな農場の整備をし、操業をすることをいう。

（15）増設 既存の農場において、施設の増設等を行い、当該農場の拡充を行うことをいう。

（16）年度　本市における会計年度をいう。

（補助金の区分）

第３条　第１条の目的を達成するため、市長が交付する補助金の区分は、次のとおりとする。

（１）固定資産税・都市計画税に対する補助

（２）賃借料に対する補助

（３）雇用奨励補助

（固定資産税・都市計画税に対する補助）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、前条第１号の固定資産税・都市計画税に対する補助の額は、農業法人立地促進事業補助金の交付対象となる事業（以下｢補助事業｣という。）の用に供する土地、家屋及び償却資産（以下「資産」という。）に課税される固定資産税・都市計画税の額とする。ただし、資産の取得に対して本市からの補助金その他の給付を受けている場合、その給付を受けた資産に課税される固定資産税・都市計画税の額は補助対象経費から除く。

２ 前項の規定にかかわらず、土地の取得又は賃借後２年を経過しても農場の整備に着手しない場合は、当該土地に課税される固定資産税・都市計画税は補助対象経費としない。ただし、市長が認めるときは、補助対象経費とすることができる。

３　第１項の規定にかかわらず、土地の取得又は賃借開始の日から５年を経過しても操業しない場合は、当該土地及び家屋に課税される固定資産税・都市計画税及び償却資産に課税される固定資産税すべてを補助対象経費としない。ただし、市長が認めるときは、補助対象経費とすることができる。

（賃借料に対する補助）

第５条　補助金の交付の対象となる経費のうち、第３条第２号に規定する賃借料に対する補助は、農業法人立地促進事業補助金の交付対象となる事業の用に供する土地並びに施設及びそれに附属し一体となっていると認められる設備（固定資産税の対象となるものに限る。以下「施設及び設備」という。）の賃借に要する経費（敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料、火災保険料、清掃費、駐車場借上げ費、消費税その他直接施設の賃借に要しない経費を除く。以下同じ。）とする。ただし、施設の賃借に要する経費に対して国、地方公共団体その他これらに類するものから補助金その他の給付（以下、「賃借に対する国等からの給付」という。）を受けている場合は、賃借に対する国等からの給付及び第３条第２号に規定する賃借料に対する補助を合算した金額が、当該農場の賃借に要する経費を超過した場合、当該超過額を補助額より控除する。

２　施設及び設備の賃借がリース契約である場合は、そのリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数以上である場合は当該リース料を補助対象経費とすることができる。ただし、当該耐用年数が１０年間を超える場合は、リース期間が１０年以上である場合には補助対象経費とすることができる。

（雇用奨励補助）

第６条　補助対象経費のうち、第３条第３号に規定する雇用奨励補助の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

（１）スタートアップ型　操業開始の日から１年が経過した時点で本市内に住所を有する新規・転入雇用者数に３０万円を乗じて得た額とする。

（２）フォローアップ型　操業開始の日から１年後（以下「判定起算日」という。）の、対象市民常時雇用者数から起算して、判定起算日から３年後（以下「判定日」という。）の対象市民常時雇用者の増加数に３０万円を乗じて得た額とする。

２　前項の規定にかかわらず、本市の区域内の対象地域において、既に対象農場を有する農業法人が次条第１項に規定する補助事業者となった場合、雇用者数認定期間以前に当該対象農場に所属していた者の雇用に要する経費は雇用奨励補助の補助対象経費に含まないものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、第１６条による認定の通知を受けた企業が新たに事業計画認定を受け、雇用奨励補助の補助対象期間が重複する場合、その期間は従前の事業計画認定による補助対象期間を超えた期間のみとする。

４　第１項の規定にかかわらず、新規・転入雇用者及び対象市民常時雇用者が配偶者及び一親等以内親族を有する複数人数世帯に属する場合にあっては、当該新規・転入雇用者及び対象市民常時雇用者の人数に６０万円を乗じて得た額とし、その計算方法は、次に定めるとおりとする。

ｃ＝ａ×３０万円＋ｂ×６０万円

上記の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

　ａ　単身世帯における、操業開始の日から１年が経過した日と、４年後の新規・転入雇用者数及び対象市民常時雇用者を比較した増減数

　ｂ　複数人世帯における、操業開始の日から１年が経過した日と、４年後の新規・転入雇用者数及び対象市民常時雇用者を比較した増減数

　ｃ　雇用奨励補助の額（ただし、ａ、ｂいずれかについて減少している場合においては、ａが増加しているときは３０万円を、ｂが増加しているときは６０万円を、aとbの和の人数に乗じて算出した額とする。）

５　第１項の規定にかかわらず、本市の区域内に事業所を有する農業法人が新たに対象農場を整備して次条第１項に規定する補助事業者となった場合は、雇用者数認定期間以前に本市内の事業所に所属していた者の雇用に要する経費は、雇用奨励補助の補助対象経費に含まないものとする。

（補助事業者）

第７条　補助金の交付対象となる者（以下｢補助事業者｣という。）は、補助事業を行い、第１３条の規定による申請を行う時点において次の第１号、第２号、第４号及び第５号に定める要件を満たし、かつ、第２１条の規定による申請を行う時点において次の第１号から第３号まで及び第５号に定める要件を満たす農業法人とする。

（１）全補助内容における補助対象年度のうち、最も遅い補助年度の末日から起算して３年以上、補助事業を同一の規模以上において実施する計画があること。

（２）本市税について、適正に申告し、納付していること。ただし、本市の区域内において事業所を有していない場合は、所得税（法人税）について適正に申告し、納付していること。

（３）事業に必要な事項について届出し、又は許認可等を受けていること。

（４）直近３期において、商品等の売買実績、賃金の支払い等、法人活動の実態があること。

（５）直近３期の決算における経常利益の合計額と経常損失の合計額の差額が１円以上であること。ただし、市長が特に認める理由があるときは、この限りでない。

（６）本市による経済関係の調査等に積極的に協力すること。

２　同一の農場において、異なる農業法人が同時に操業する場合、これらの農業法人が互いに関連企業等と認められる場合は、それぞれを補助事業者とすることができる。この場合において、この要綱に基づく申請等はすべての補助事業者の連名により行わなければならない。

３　補助事業を行おうとする農業法人が事業を開始するに当たり設立された子会社である場合、第１項第４号及び第５号の適用については、その親会社の実績を対象とすることができる。

４　前項の規定により、親会社の実績を対象としたときは、第１３条及び第２１条の規定による申請の際に、親会社の決算書を提出しなければならない。

５　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者に該当しないものとし、補助対象年度終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり補助事業者の資格を失うものとする。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者

（２）代表者又は役員が暴力団員である者

（３）暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

（４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に係る者

（５）宗教活動又は政治活動を目的とする者

（６）公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者

（市長特認）

第８条 次の各号に定める要件のいずれかを満たし、かつ、本市経済の活性化に資すると特に市長が認めた農業法人にあっては、前条第１項第４号及び第５号の要件を満たすものとして取り扱うことができる。

（１）金商法第２４条第１項に規定する有価証券報告書を作成し、同法第１９３条の２第１項に規定する監査証明を受けており、かつ、東京証券取引所が定める有価証券上場規程に規定する要件を満たすもの

（２）上場企業又は上場子会社に類する資本関係や事業基盤等を有するもの

（３）高度な科学技術等を活用して事業を行うもの

（４）本市の施策の一環として実施される事業であって、別途本市による事業内容の審査を受けているもの

２　次の各号に定める要件のいずれかを満たす場合にあっては、固定資産税・都市計画税に対する補助について第１０条にて規定する補助事業における補助期間に１年間を加算することができる。

（１）敷地面積の１／２以上が耕作放棄地である土地において栽培を行う場合

（２）生産品が市内の自社工場又は市内の他企業等の工場において加工され、商品化されている場合

３　第１項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件を、第１３条に規定する事業計画認定申請書の提出時までに満たすことができないものであって、農場整備着手後に要件を満たすことが見込まれると特に市長が認める場合にあっては、第２１条に規定する交付申請時までに要件を満たすことを条件として、前条第１項第４号及び第５号の要件を満たすものとして第１４条に規定する事業計画の認定をすることができる。

第２章　農業法人立地事業

（補助要件等）

第９条　補助事業は、次の各号に定める要件のいずれかを満たすものとする。

（１）農業法人が市内において、取得にかかる固定資産評価額（以下「取得固定資産評価額」という。）が１億円以上の農場の新設を行うか、既存の農場において、取得固定資産評価額１億円以上となる増設を行うこと。ただし、既存の農場において施設の建て替え、及び設備の入れ替えを行う場合においては、当該農場における固定資産評価額が１億円以上増加すること。

（２）農業法人が市内において、土地の取得又は賃借により敷地面積１０，０００㎡以上の農場の新設を行うか、既存の農場において、隣接地の取得又は賃借により敷地面積が１０，０００㎡以上増加する増設を行うこと。

（補助額及び補助額の上限並びに補助期間）

第１０条　補助額は、次の表の区分、補助額の上限、補助期間等の欄に定める内容とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助率 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 固定資産税・都市計画税に対する補助 | 相当額 | 年１億円 | ３年ただし、取得固定資産評価額が５億円以上であるとき又は取得（賃借）敷地面積が３０，０００㎡以上であるときは５年とする。 |
| 賃借料に対する補助 | ２分の１ | １年 |
| 雇用奨励補助 | ― | ア　スタートアップ型１億２，０００万円イ　フォローアップ型１億２，０００万円 | １回１回 |

（制限事項等）

第１１条　第９条に規定する補助事業の内容が、本市の区域内に所有する既存農場の機能を移転するものであるときは、補助事業に該当しないものとする。

２　第９条第２号に規定する補助事業において、取得固定資産評価額がない場合は補助事業に該当しないものとする。

３　第１４条に規定する事業計画認定において、第９条第１号の要件を審査する際に用いる取得固定資産評価額（以下「不動産評価概算額」という。）の算定方法は、次に定めるとおりとする。

　　ａ＝（ｂ＋ｃ）×０．７＋ｄ

上記の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　不動産評価概算額

ｂ　土地の取得に係る経費

ｃ　家屋の取得に係る経費

ｄ　償却資産の取得に係る経費

４　第２１条に規定する交付の申請時において、土地・家屋の取得に係る経費の合算額及び償却資産の取得に係る経費が、それぞれ第１４条の規定による認定を受けた事業計画における投資額以上である場合は、補助事業における第9条第1号の要件を満たすものとして取り扱うことが出来る。

５　新設、増設及び建て替えをする農場が、関連企業等の所有する土地並びに施設及び設備等を売買又は賃借して整備された場合、その農業法人の関連企業等から取得又は賃借した土地並びに施設及び設備等は補助事業に該当しないものとする。

（補助額及び補助期間）

第１２条　固定資産税・都市計画税に対する補助の補助額は、補助対象経費のうち、第２１条の規定による補助金の交付を申請する年度に賦課される固定資産税及び都市計画税の額を合算した額に相当する額とする。

２　前項の規定にかかわらず、不動産評価概算額が５億円以上として第１４条の規定による認定を受けた事業は、第２１条に規定する交付の申請時において、土地・家屋の取得に係る経費の合算額及び償却資産の取得に係る経費が、それぞれ認定を受けた事業計画における投資額以上である場合は、当該取得固定資産評価額のいかんにかかわらず、取得固定資産評価額が５億円以上あった場合と同様の補助額の上限及び補助期間とすることができる。

第３章　手続き等

（事業計画認定申請書）

第１３条　新たに補助金の交付を申請しようとする者は、農場の整備に着手する前に、千葉市農業法人立地促進事業計画認定申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画認定）

第１４条　市長は、前条の規定による事業計画認定申請書の提出があったときは、当該事業計画に係る書類等を審査し、その要件を満たすと認めるときは、当該事業計画を認定し、その旨を千葉市農業法人立地促進事業計画認定通知書（様式第２号）により、又はその要件を満たすと認めないときは、その旨を千葉市農業法人立地促進事業計画不認定通知書（様式第３号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（認定事業計画変更承認申請書）

第１５条　前条の規定による認定通知を受けた農業法人は、補助事業における補助対象年度の末日までの間において、当該事業計画を変更しようとするとき（市長が別に定める場合に該当するときに限る。）は、あらかじめ千葉市農業法人立地促進事業認定事業計画変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。ただし、本社所在地（本社が対象施設でない場合に限る。）、名称の変更をするときは、あらかじめ又は変更後速やかに千葉市農業法人立地促進事業認定事業計画変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（認定事業計画変更承認）

第１６条　市長は、前条の規定による認定事業計画変更承認申請書の提出があったときは、当該変更に係る書類等を審査し、これを承認したときは、千葉市農業法人立地促進事業認定事業計画変更承認通知書（様式第５号）により、又はこれを承認しないときは、その旨を千葉市農業法人立地促進事業認定事業計画変更不承認通知書（様式第６号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（事業計画中止（廃止）届）

第１７条　第１４条の規定による認定の通知を受けた農業法人は、補助事業計画を中止又は廃止する場合には、千葉市農業法人立地促進事業計画中止（廃止）届出書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画中止（廃止）届出受理通知）

第１８条　市長は、前条の規定による事業計画中止（廃止）届出書の提出があったときは、千葉市農業法人立地促進事業計画中止（廃止）届出受理通知書（様式第８号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（操業開始届）

第１９条　第１４条又は第１６条の規定による通知を受けた農業法人は、農場の整備が完了し、操業を開始したときは、速やかに千葉市農業法人立地促進事業操業開始届（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（判定起算日における対象市民常時雇用者数等の認定）

第２０条　第６条第１項第２号に規定する雇用奨励補助（フォローアップ型）の交付を申請しようとする者は、判定起算日以後６月以内に、判定起算日における千葉市農業法人立地促進事業（雇用奨励補助）対象市民常時雇用者数等認定申請書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

２　第６条３項の規定に該当し、新たな判定起算日が従前の補助対象期間の末日よりも前に到来する場合、従前の補助対象期間の末日を判定起算日とする。この場合において次条の交付の申請を行っている場合は、第２３条における交付決定通知をもって、対象市民常時雇用者数等の認定に代えることができる。ただし、次条の交付の申請を行わない場合は、従前の判定日以降速やかに判定起算日における千葉市農業法人立地促進事業（雇用奨励補助）対象市民常時雇用者数等認定申請書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は前２項の規定による認定申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、その要件を満たすと認めるときは、その旨を千葉市農業法人立地促進事業（雇用奨励補助）対象市民常時雇用者数等認定通知書（様式第１１号）により、又はその要件を満たすと認めないときは、その旨を千葉市農業法人立地促進事業（雇用奨励補助）対象市民常時雇用者数等不認定通知書（様式第１２号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第２１条　第１４条又は第１６条の規定による通知を受け、第１９条の規定による操業開始届を提出した農業法人は、規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、次の各号に定める日までに、千葉市農業法人立地促進事業補助金交付申請書（固定資産税・都市計画税に対する補助にあっては様式第１３号、賃借料に対する補助にあっては様式第１４号、雇用奨励補助（スタートアップ型）にあっては様式第１５号、雇用奨励補助（フォローアップ型）にあっては様式第１６号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める理由があるときは、この限りでない。

（１）固定資産税・都市計画税に対する補助　補助対象年度に属する年度の５月３１日まで

（２）賃借料に対する補助　補助期間の属する年度の３月３１日まで

（３）雇用奨励補助（スタートアップ型）　操業開始後１年を経過した年度の３月３１日まで

（４）雇用奨励補助（フォローアップ型）　判定日の属する年度の３月３１日まで

（交付の審査・条件）

第２２条　市長は前条の規定による交付の申請があったときは、提出書類等により、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

（１）交付の申請をする者が第７条及び第９条の規定による要件を満たしていること。

（２）第１４条の規定による認定を受けていること。

（３）必要に応じて第１６条の規定による承認を受けていること。

（４）雇用奨励補助（フォローアップ型）にあっては、第２０条の規定による認定を受けていること。

（５）補助金の交付対象となる農場が、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）その他関連法規等の規定を遵守し、適切に手続きを行っていること。

（６）前各号に掲げるもののほか、規則及び要綱に基づく申請等（過年度におけるものを含む。）を適正に行っていること。

２　規則第５条の規定により附する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）補助事業等の内容、交付申請額の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ、市長に届け出ること。

（３）補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。

（４）補助金の交付対象となる固定資産について、第３０条の規定を遵守すること。

（５）補助金の交付対象となる施設について、第３１条の規定を遵守すること。

（交付決定通知）

第２３条　市長は、前条第１項の規定による審査によりその要件を満たすと認めるときは、速やかに千葉市農業法人立地促進事業補助金交付決定通知書（固定資産税・都市計画税に対する補助にあっては様式第１７号、賃借料に対する補助にあっては様式第１８号、雇用奨励補助にあっては様式第１９号）により、申請者に通知するものとする。また、雇用奨励補助の通知にあっては、規則第１３条の規定による、交付すべき補助金額の確定についての通知を兼ねるものとする。

（変更の交付申請等）

第２３条の２　規則第５条第１項１号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは千葉市農業法人企業立地促進事業補助金変更交付申請書（固定資産税・都市計画税に対する補助にあっては様式第２０号、賃借料に対する補助にあっては様式第２１号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市農業法人企業立地促進事業補助金変更交付決定通知書（固定資産税・都市計画税に対する補助にあっては様式第２２号、賃借料に対する補助にあっては様式第２３号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（中止（廃止）届）

第２４条　第２２条第２項第２号の規定による届け出をするときは、千葉市農業法人立地促進事業中止（廃止）届（様式第２４号）を市長に提出しなければならない。

（承継）

第２５条　補助金の交付期間中に、他の農業法人との合併、分割その他の事由により農場を所有又は賃借する補助事業者に変更が生じた場合は、当該事由により農場を所有又は賃借することとなる農業法人が第７条に規定する補助事業者の要件を満たすものと市長が認めるときに限り、当該補助事業者の地位を承継するものとする。

２　前項の規定により補助事業者の地位を承継した農業法人は、速やかに千葉市農業法人立地促進事業認定事業計画変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第２６条　補助事業者は、固定資産税・都市計画税に対する補助について、規則第１２条第１項の規定により報告しようとするときは、補助対象経費となる当該年度に賦課される固定資産税及び都市計画税について、補助対象年度に属する年度の３月３１日までに千葉市農業法人立地促進事業実績報告書（様式第２５号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める理由があるときは、この限りでない。

２　補助事業者は、賃借料に対する補助について、規則第１２条の規定により報告しようとするときは、当該年度の３月３１日までに、千葉市農業法人立地促進事業実績報告書（様式第２６号）及び賃借料支払証明書（様式第２７号）を市長に提出しなければならない。

（固定資産税・都市計画税の減額補正を受けた場合の報告）

第２７条　補助事業者は、第２３条の規定による固定資産税・都市計画税に対する補助の交付の決定後、対象事業年度の固定資産税・都市計画税を減額する更正を受けたときは、当該更正後の固定資産税額・都市計画税額を速やかに市長に報告しなければならない。

（額の確定）

第２８条　市長は、第２６条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、規則第１３条の規定により交付すべき補助金の額を確定しようとするときは、現地調査を行うものとする。ただし、交付の申請から額の確定までの間において、当該報告の内容が補助事業の要件等に適合する旨の確認がなされている場合は、この限りではない。

２　規則第１３条の規定による通知は、千葉市農業法人立地促進事業補助金額確定通知書（固定資産税・都市計画税に対する補助にあっては様式第２８号、賃借料に対する補助にあっては様式第２９号）により、速やかに行うものとする。

（交付の請求）

第２９条　補助事業者は、規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市農業法人立地促進事業補助金交付請求書（固定資産税・都市計画税に対する補助にあっては様式第３０号、賃借料に対する補助にあっては様式第３１号、雇用奨励補助にあっては様式第３２号）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第３０条　補助事業者は、補助金の交付対象となった固定資産について、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が事業資金の調達のために金融機関等に対し担保に供することについてはこの限りではない。また、補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、次に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

（１）土地及び家屋　取得の日から１０年間

（２）償却資産　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数。ただし、当該耐用年数が１０年間を超える場合は１０年間とする。

２　補助事業者は、前項の規定に抵触した場合は、当該補助金を全額返還するものとする。

（施設の目的外使用、撤退の禁止）

第３１条　補助事業者は、賃貸借契約を締結した土地並びに施設及び設備を補助金交付の目的以外に使用し、又は当該農場から撤退してはならない。ただし、第１４条（補助対象年度の末日までに事業計画の変更を行った場合は第１６条）の規定により通知した全補助内容における補助対象年度のうち、最も遅い補助年度の末日から起算して３年間が経過した場合又は市長が特に認めたときは、この限りでない。

２　補助事業者は、前項の規定に抵触した場合は、第１４条（補助対象年度の末日までに事業計画の変更を行った場合は第１６条）の規定により通知した全補助内容における既交付額について全額返還するものとする。

（補助金交付の取消等）

第３２条　市長は、補助事業者が、規則第１７条第１項に該当すると認められる場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、千葉市農業法人立地促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第３３号）により、その決定の全部又は一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を千葉市農業法人立地促進事業補助金返還命令書（様式第３４号）により命ずることができる。

（１）第３０条第１項又は前条第１項の規定に違反したとき。

（２）補助対象期間の固定資産税・都市計画税を減額する更正を受けたとき。

（３）市税、使用料その他公課を滞納したとき。

（４）事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。

（５）第７条第５項に規定する事項のいずれかに該当したとき。

（６）第２４条の規定による届け出を受理したとき。

（７）その他市長が補助措置を講ずること又は講じたことが不適当と認めるとき。

（関係部署との連携）

第３３条　市長は、補助金の交付を適正に行うために、必要な事項について関係部署に情報の提供及び協力を求めることができる。

（補助金の経理）

第３４条　この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る経理について明確にした帳簿書類を整備保管し、最後に補助の対象となった固定資産を取得した日から起算して１０年間保存しなければならない。ただし、補助の対象となる固定資産が無い場合にあっては、保存期間を全補助内容における補助対象年度のうち、最も遅い補助年度（補助事業の中止（廃止）の受理通知を受けた場合を含む。）の末日から起算して３年間とすることができる。

第４章　補則

（補則）

第３５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度中に第１４条による事業計画認定を受けた農業法人に適用する。